

R3.11.11 策定  
R4.07.01 改正  
R5.04.01 改正

四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部  
学生の海外派遣に関する危機管理マニュアル

## 目次

策定の目的 .....	2
適用範囲 .....	2
海外派遣の判断 .....	3
危機管理 .....	6
○危機管理対策 .....	6
1. 渡航前 .....	6
2. 渡航中 .....	7
○海外渡航中に発生した危機に対する危機管理 .....	8
危機管理体制 .....	9
学生が行うべき危機管理対応 .....	11
1. 渡航前 .....	11
2. 渡航後 .....	12
3. 危機に遭遇した場合の対応 .....	13
4. 帰国後の安全管理 .....	13
関係諸機関の連絡先 .....	14
(様式1) 事故受付表 .....	15
(様式2) 誓約書 .....	16
新型コロナウイルス感染症拡大中の海外派遣特例措置 .....	18
(様式3) 新型コロナウイルス感染症拡大中の海外渡航についての誓約書 .....	19
(別表1-1) 学生を海外派遣中の危機管理対応体制図(危機管理委員会を設置する場合) .....	20
(別表1-2) 学生を海外派遣中の危機管理対応体制図(危機管理委員会を設置しない場合) ..	21
(別表2) 海外において本学の学生が事件・事故等に遭遇した場合の連絡体制 .....	22

## 策定の目的

本学では建学の精神に基づき、国際社会に貢献しうる有為の人材を育成するために海外留学プログラム・海外研修等を実施しており、今後も国際社会の進展に伴い、海外の教育機関等へ学生を派遣する機会が増加することが予想される。

一方、海外において邦人が事件・事故に遭遇する件数は年々増加しており、本学においても学生を海外へ派遣する際に安全配慮義務を全うしなければならない。そのため、本学として危機予防・管理のために実施すべき事項を定め、マニュアルとして策定する。

この「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 学生の海外派遣に関する危機管理マニュアル」は「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部危機管理マニュアル」に基づき策定するものである。

## 適用範囲

本マニュアルは、本学が主催する以下の海外留学プログラム、海外語学研修およびその他の国際交流に係る研修や課外活動（以下、「本学主催のプログラム等」という。）において学生を派遣する場合に適用する。

本学主催のプログラム等によらず学生が海外へ渡航する場合には、学生自らの判断と責任において渡航するものとし、本マニュアルは適用しない。ただし、渡航先での安全確保および海外旅行保険への加入に関して、全学生に対し適宜、注意喚起を行うこととする。

### 【適用範囲】

- ・ 留学プログラム
- ・ 海外語学研修
- ・ 海外実地研修
- ・ 上記以外のグローバル教育センターが実施する海外研修
- ・ 学部・学科が実施する海外研修
- ・ 課外活動（サークル・同好会・クラブ）における海外渡航  
（四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 課外活動運営管理規程第13条によるもの。）

### 【適用範囲外】

- ・ 学生が個人で参加する海外教育機関等が実施するプログラム
- ・ 個人旅行

## 海外派遣の判断

本学主催のプログラム等における学生の海外派遣に関し、学生の危機予防・管理等の観点から「海外派遣に係る基準」（以下、「本学基準」という。）を次のとおり定める。

この本学基準は、外務省に掲載されている「危険情報」および「感染症危険情報」に則り、レベル別に渡航の可否について定めたものである。

### 【海外派遣に係る基準】

学生は、いずれの危険レベルにおいても、渡航先の安全情報を随時確認し、安全確保に万全を期すこと。

外務省 安全情報 危険レベル（※1）	学生派遣の可否
なし	可
レベル1 「十分注意してください。」	原則可 （※2）
レベル2 「不要不急の渡航は止めてください。」	原則不可 （※3）（※4）
レベル3 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	不可 （※4）
レベル4 「退避してください。渡航は止めてください。 （退避勧告）」	不可

※1. 危険レベルは「危険情報」および「感染症危険情報」の両方が発出されている場合は、よりレベルが高いものとする。

※2. 「危険レベル1」であっても、今後悪化する可能性がある場合は、グローバル委員会の判断により「不可」「中止」とする場合がある。

※3. 真に必要と認められる理由がある場合は、グローバル委員会の判断により「可」とする。

※4. 「感染症危険情報」レベル2およびレベル3が発出されている国・地域のうち、新型コロナウイルス感染症による場合に限り、真に必要と認められる理由がある場合は、「新型コロナウイルス感染症拡大中の海外派遣特別措置」に基づき、グローバル委員会の判断により「可」とする。

【危険情報発出の目安】※外務省 海外安全ホームページより

レベル	詳細
レベル1 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。
レベル2 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。
レベル3 「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)
レベル4 「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

【感染症危険情報発出の目安】※外務省 海外安全ホームページより

レベル	詳細
レベル1 「十分注意してください。」	特定の感染症に対し、国際保健規則（IHR）第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。
レベル2 「不要不急の渡航は止めてください。」	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」としてWHO事務局長が認定する場合等。
レベル3 「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。
レベル4 「退避してください。渡航は止めてください。(退避勧告)」	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。

※上記の4段階のカテゴリーごとの表現に収まらない感染症特有の注意事項があった場合は、その内容に従い、必要な措置を講じる。

【安全確認のための参考リンク集】

- ・ 外務省 海外安全ホームページ  
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>)
- ・ 外務省 海外安全ホームページ「国・地域別の海外安全情報」  
(<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/index.html>)
- ・ 外務省 海外安全ホームページ「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」  
([https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html))
- ・ 外務省 世界の医療事情  
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)

- ・厚生労働省検疫所 FORTH「海外渡航者のための感染症情報」  
(<https://www.forth.go.jp/>)
- ・国立感染症研究所 (NIID)  
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/>)
- ・感染症疫学センター (IDSC)  
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)
- ・米国疾病対策予防センター Centers for Disease Control and Prevention (CDC)  
(<https://www.cdc.gov/>)

#### 【派遣先の事情による場合の判断】

以下の場合、派遣先大学・機関等と相談の上、原則として渡航を中止または延期とする。また、渡航中の場合は原則帰国させる。

- (1) 派遣先大学・機関等における学業継続が困難（学力不足、自然災害等）と判断された場合。
- (2) 派遣先大学・機関等で懲戒処分を受けた場合または渡航先国（地域）で国外退去処分等の対象となる行為について容疑が生じた場合。
- (3) 派遣先大学・機関等周辺の自然環境の悪化等、生活の継続が困難となった場合。

#### 【個人的事情による場合の判断】

以下の場合、原則として渡航を中止または延期とする。また、渡航中の場合は原則帰国させる。なお、渡航中止の判断および本学としての対応の決定にあたっては、状況に応じて、校医・カウンセラーや関係諸機関等と相談することが望ましい。

- (1) 学生が病気やけがにより、1カ月以上の長期にわたり入院治療が必要となり、学修の継続が困難な場合。ただし、本人および保護者が学修の継続を希望する場合は、医師による診断および所見に基づき判断する。
- (2) 学生が精神疾患により学修の継続が困難になり、カウンセラーまたは医師の所見により渡航を中止することが望ましい場合。
- (3) 刑事事件の被疑者として逮捕若しくは手配されるまたはその可能性が高い場合は、渡航先国（地域）の法律に基づき、処分を受けることとなるため、それを基に判断する。また、外務省および在外公館へ相談を行う。
- (4) テロの被害者となった場合は、外務省および在外公館に相談する。
- (5) 薬物等の依存症に罹患した場合は、渡航先国（地域）および日本国の法律上の扱いに基づき判断する。

# 危機管理

## ○危機管理対策

### 1. 渡航前

#### (1) 渡航前オリエンテーション

本学が海外へ学生を派遣する際には、グローバル教育センターが渡航前オリエンテーションを実施し、安全対策と危機管理の観点から以下の事項について十分な説明および指導を行う。

また、グローバル教育センターは、渡航に係る危機管理意識の高揚を図るため、危機管理の専門家を招き危機管理セミナーや説明会を必要に応じて開催する。

#### (2) 情報提供

「自分の身は自分で守る」という意識をもつように学生へ指導する。そのために渡航先の治安状況や安全対策等について事前に情報を収集する方法を伝える。

- ①外務省ホームページ上の各国・地域情勢、各国当局のホームページや在日大使館のホームページにより、渡航先国（地域）の危険度・危険情報・感染症危険情報を把握した上で、学生に対して指導助言する。その上で、学生本人および保証人（保護者等）に連名による誓約書を提出させる。
- ②渡航先国（地域）の風俗、習慣および式祭典等の特徴や性倫理等の文化的差異を把握し学生に対し指導し助言する。
- ③渡航先国（地域）における対日感情や日本人に対するイメージおよび傾向を把握し、渡航先において注意すべき言動について学生に対して指導し助言する。
- ④渡航先国（地域）で流行している感染症について、厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して最新の情報を収集し、感染症に応じて事前に予防接種やワクチン接種を受ける重要性について説明および指導する。
- ⑤外務省が提供する渡航登録サービスへ登録させる。  
・3カ月未満の滞在 外務省海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録
- ⑥外務省「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」の最新版を配付し、注意喚起を行う。
- ⑦「海外安全アプリ」をインストールさせる。

#### (3) 大学への連絡

渡航中の住所、連絡先（電話・メールアドレス）の提出を求める。

また、国内の緊急連絡先についても本学へ提供を求める。変更が生じた場合は、速やかにメールで本学へ連絡することとする。

緊急時の連絡体制を説明し、学生へ緊急の連絡先を周知する。

#### (4) 海外旅行保険への加入

プログラム実施中のケガ・病気や他者への損害賠償を十分に補償する本学指定の海外旅行保険に加入させる。

#### (5) 危機管理対応費用

学生が海外留学中等に死亡、入院、行方不明になった場合、教職員を派遣する際に係る費用については、本学が負担することとする。また、学生が加入する海外旅行保険とは別に、本学としても海外旅行保険に加入する。

#### (6) 渡航中止の費用負担

大規模災害、テロ、感染症の拡大等の重大な危機等、やむを得ない事情によりプログラムの中止となった場合に必要な費用は原則として学生の負担となる旨を説明する。

### 2. 渡航中

3ヶ月以上の滞在の場合、渡航後速やかに「在留届」を提出させる。

※旅券法第16条により、外国に3カ月以上滞在する日本人は、「在留届」の提出が義務付けられている。

本学は、学生の渡航先の最新の安全情報を確認し、危機が予測される場合は、すみやかに学生へメール等により連絡する。

渡航先において、病気に罹患した場合やケガを負った場合は、本学へ所定の方法により状況の報告を義務付け、加入している海外旅行保険を利用するよう支援を行う。また、必要に応じて、派遣先大学・機関等および危機管理会社と連携し、学生の安全を確保することに努める。

### 3. 帰国

#### (1) 検疫情報の周知

検疫において求められる事項を遵守することをメール等により周知する。

#### (2) 帰国の手続き

帰国にあたる諸手続きについては、学生の責任において行う必要があることをメールにより周知する。諸手続きに不備がある等の理由で、帰国に支障が出た場合は、本学は責任を負わない。

#### (3) 自宅滞在中の授業参加方法

自宅滞在を求められている学生については、原則遠隔での授業参加とする。また、学内の諸手続きについてもIBU.net、Webメール、オンラインフォーム等の活用や提出期限を延長する等の柔軟な対応を行う。



## ○海外渡航中に発生した危機に対する危機管理

### 【危機のケース】

本学学生が海外渡航中に想定される危機発生の事由として、以下の事項が考えられる。

- (1) 大規模な災害、テロ、飛行機・列車事故等が発生し、これに巻き込まれて死亡または生死不明となった場合。
- (2) 事件・事故等の被害者となった場合。
- (3) 事件・事故等の加害者となった場合。
- (4) 刑事事件の被疑者として逮捕若しくは手配されるまたはその可能性が高い場合。
- (5) 派遣先大学・機関等で懲戒処分を受けた場合または渡航先国（地域）で国外退去処分等の対象となる行為について容疑が生じた場合。
- (6) 病気（精神疾患を含む）、事件・事故等により重篤な状態となったまたは急逝した場合。
- (7) 行方不明となった場合。

### 【危機管理委員会を設置する基準】

渡航先国（地域）で大規模な災害、テロ、事故等が発生し、本学の学生がこれに巻き込まれた場合またはその可能性が高い場合、危機管理委員会を設置することについて、常務理事は危機の内容により、以下の基準で速やかに判断する。

委員会設置有無	基準
危機管理委員会を設置	学生が大規模な災害、事件、事故に遭遇したことが確認された、または遭遇した可能性が高く、学生の生死に関わる時
危機管理委員会を設置せず、各学部および各部局等に対応	災害、事件、事故が発生したものの、学生の生存が確認でき、学生が危機を回避できる状況にあると確認できたとき

## 危機管理体制

### 【危機管理委員会を設置する場合】

学生が大規模な災害、事件、事故に遭遇または遭遇した可能性が高く、学生の生死に関わり、特に緊急性が高いときに、常務理事は「危機管理委員会を設置する基準」に従い、危機管理委員会を設置することについて判断する。

原則、「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部危機管理マニュアル」に基づき、以下の通り対応する。なお、「危機のケース」により、状況に応じて柔軟な対応を行う。

- ① 危機管理委員会の組織および担当業務内容等は、「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部危機管理マニュアル」および「学生を海外派遣中の危機管理対応体制図(危機管理委員会の場合)(別表1-1)」に定めるものとする。
- ② 危機管理委員会の委員は、危機発生後直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応(渡航先および国内の連絡先の確認・情報収集等の正確な状況把握)を行う。
- ③ 危機発生時の情報収集・連絡等については、派遣先大学・機関等の協力を得て原則として「海外において本学の学生が事件・事故等に遭遇した場合の連絡体制(別表2)」に基づき行う。
- ④ 担当部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社および危機管理会社に連絡し、保険の補償内容、初動期における対策本部の業務運営上の留意点等について確認する。
- ⑤ 危機管理委員会は、渡航先の状況を外務省および在外公館等を通じて十分に把握した上で対応のための教職員等(通訳を含む。)の派遣が必要か、また可能かを検討する。派遣が必要かつ可能な場合には、直ちに派遣者を決定し出張命令、航空券、ホテルの手配等の手続きを行う。また、現地対応に当たっては、外務省および在外公館へ事前の協力依頼を行っておくことが望ましい。
- ⑥ 当該学生の家族が渡航先へ同行することになった場合には、航空券やホテルの手配、渡航先での対応等について、本学が支援する。
- ⑦ 現地対応のために派遣された教職員は、派遣先大学・機関等の担当者、病院、在外公館等と連絡・相談の上、その後の対応方法を検討し、危機管理委員会に報告する。危機管理委員会は、関係機関等と連絡をとり本学としての対応を決定する。
- ⑧ 教職員等を渡航先に派遣しない場合においても、危機管理委員会は、関係機関等と連絡を密にして、本学としての対応を決定する。

#### 【危機管理委員会を設置しない場合】

(1) 病気、災害、事件、事故等に遭遇したものの本人が生存し、学生が危機を回避できる状況にあることが確認されている場合

- ① グローバル教育センターは、当該学生の状態、渡航先の状況を正確に把握すべく、情報収集に努め、これらの情報を「海外において本学の学生が事件・事故等に遭遇した場合の連絡体制（別表2）」により共有する。
- ② 学長は、これらの情報を基に必要に応じて常務理事、事務局長、副学長、グローバル教育センターほか関係者の意見を聞き、教職員の派遣、対応等を検討する。
- ③ 現地対応の教職員等の派遣が必要かつ可能となった場合、グローバル教育センターは直ちに派遣者を決定し、出張命令、航空券、ホテルの手配等の手続きを行う。また、現地対応について、グローバル教育センターから文部科学省、外務省および在外公館へ事前の協力依頼を行う。
- ④ 当該学生の家族が渡航先へ同行する場合は、航空券やホテルの手配、渡航先での対応等について、本学が支援する。
- ⑤ 現地対応のために派遣された教職員は、派遣先大学・機関等の担当者、病院、在外公館等と連絡・相談の上、その後の対応方法を検討し、グローバル教育センターに報告する。これらの情報を基に、学長は必要に応じ常務理事、事務局長、副学長、グローバル教育センターほか関係者の意見を聞き、その後の対応（帰国の必要性、留学・研修継続の可否）等を決定する。
- ⑥ 教職員を渡航先に派遣しない場合であっても、当該学生へのサポート等について、担当部局は、派遣先大学・機関等の担当者、病院、文部科学省、外務省および在外公館等と連絡を密にし、情報収集に努める。
- ⑦ 担当部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社および危機管理会社に連絡し、保険の補償内容、初動期における業務運営上の留意点等について確認する。

(2) 災害、事件、事故に遭遇し、学生が死亡または行方不明になった場合

- ① グローバル教育センターは、当該学生の状態、現地の状況を正確に把握すべく、情報収集に努め、これらの情報を「海外の派遣先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制（別表2）」により共有する。
- ② 学長は、これらの情報を基に必要に応じて常務理事、事務局長、副学長、グローバル教育センターほか関係者の意見を聞き、教職員の派遣、対応等を検討する。
- ③ 現地対応の教職員等の派遣が必要かつ可能となった場合、グローバル教育センターは直ちに派遣者を決定し、出張命令、航空券、ホテルの手配等の手続きを行う。また、現地対応について、グローバル教育センターから文部科学省、外務省および在外公館へ事前の協力依頼を行う。
- ④ 当該学生の家族が渡航先へ同行する場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応

等について、大学が支援する。

- ⑤ 現地対応のために派遣された教職員は、派遣先大学・機関等の担当者、病院、在外公館等と連絡・相談の上、その後の対応方法を検討し、グローバル教育センターに報告する。これらの情報を基に、学長は必要に応じ常務理事、事務局長、副学長、グローバル教育センターほか関係者の意見を聞き、その後の対応（死亡の場合は火葬の有無または遺体移送手続き等、行方不明の場合は今後の捜索方法等）を決定する。
- ⑥ 担当部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社および危機管理会社に連絡し、保険の補償内容、初動期における業務運営上の留意点等について確認する。

## 学生が行うべき危機管理対応

### 1. 渡航前

#### (1) 留学等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

- ① 危機発生の可能性があることを十分認識しておく。また、やむを得ない事情（渡航先国（地域）における大規模災害、テロ、疫病等の重大な危機が発生）により本学がプログラムを中止した場合、必要な費用は原則として学生の負担となることを確認の上、「誓約書（別紙2）」をグローバル教育センターに提出する。
- ② 危機発生時のシミュレーションをしておく。特に緊急時（トラブル発生時）の連絡先を確認する。
- ③ 健康状態をチェックする。（保健センター等への相談や健康診断の受診等）

#### (2) 渡航前に行うべき各種手続き

- ① 「海外渡航届」を所定の書式によりグローバル教育センターに提出する。
- ② 説明会、安全管理に関するオリエンテーションに参加する。
- ③ 外務省渡航登録サービス「たびレジ（3カ月未満）」に登録する。
- ④ 外務省「海外安全アプリ」をインストールし、渡航先を登録する。
- ⑤ JTB「留学生トータルサポートプログラム」の連絡先を登録する。

#### (3) 保険への加入と確認すべき事項

- ① 留学中の危機に備え、本学が指定する海外旅行保険に加入する。

本学が指定する海外旅行保険：「ジェイアイ海外旅行保険」

この保険に契約する際、危機管理サービス「留学生トータルサポートプログラム」も同時に登録することとなっている。「留学生トータルサポートプログラ

ム」では、日本出発後の事故やトラブルについて、24時間・365日、電話で支援が受けることを把握しておく。

- ② 航空機事故等に備え、航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償を確認する。
- ③ 保険の加入について、グローバル教育センターへ報告する。

#### (4) 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集

- ① 国際情勢の変化や動向について把握する。
- ② 外務省および在外公館のホームページ等を利用して、渡航先の安全情報を把握する。
- ③ 厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して渡航先（国・地域）の感染症情報を把握し、必要な場合には予防接種を受ける。
- ④ 渡航先（国・地域）の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージ等を理解しておく。

#### (5) 渡航先等の危機管理体制等についての情報収集

- ① 危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーション等の実施状況を調査する。
- ② 渡航先で加入する危機管理に関する保険の有無を確認し、加入の必要がある場合は、種類や内容を把握する。

## 2. 渡航後

### (1) 外務省・在外公館への「在留届」提出と危険情報の把握

- ① 災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配の連絡・保護が外務省・在外公館から受けられるよう、旅券法により3か月以上外国に滞在する日本人は、「在留届」を提出しなければならない。※旅券法第16条  
(滞在期間が3か月未満の者にあつては、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録のみでも可とするが、治安情勢が不安定な国・地域への渡航の場合は、滞在期間が3か月未満であっても「在留届」を提出する。)
- ② 外務省・在外公館のホームページ、海外安全アプリ等で、定期的に渡航先の危険情報について把握する。

### (2) 海外派遣先での大学等での危機管理体制把握と本学への連絡

- ① 派遣先大学・機関等で危機管理および感染防止対策に関する情報収集を行い、安全健康指導を目的とするオリエンテーション等に参加する。
- ② 派遣先大学・機関等の緊急時の対応体制と連絡システム、感染症対策に基づく活動基準と行動ガイドラインを把握し、グローバル教育センターへ報告する。
- ③ 渡航後に加入した保険とその内容について、グローバル教育センターへ報告する。

### (3) 自己の危機管理

- ① 緊急連絡先（氏名、派遣先大学・機関等の電話番号等）を記したメモを外出の際は携行する。
- ② 緊急時の家族への連絡体制を確認しておく。
- ③ 緊急時の本学（留学生トータルサポートプログラム）への連絡体制を確認しておく。
  - ・ 本人もしくは派遣先大学・機関等の関係者等から連絡する体制を確保しておき、グローバル教育センターへ報告する。
  - ・ 派遣先大学・機関等の関係者に緊急時の本学（留学生トータルサポートプログラム）への連絡先を知らせておく。
  - ・ 「海外において本学の学生が事件・事故等に遭遇した場合の連絡体制（別表2）」を基本に連絡が行えるようにしておく。
- ④ 海外渡航中は、原則として車両（自転車を除く）の運転をしない。（違反や事故の場合の諸手続き、賠償責任の問題等が発生するため）。保険会社が危険としているスポーツ・活動をしない。

### 3. 危機に遭遇した場合の対応

- (1) 派遣先大学・機関等の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。
- (2) 「海外において本学の学生が事件・事故等に遭遇した場合の連絡体制（別表2）」に基づき、留学生トータルサポートプログラムへ連絡する。自ら連絡できない場合等は、派遣先大学・機関等や在外公館の関係者に本学への連絡を依頼する。
- (3) 在外公館へ連絡し、指示に従って行動する。
- (4) 保護者へ連絡する。
- (5) 保険会社へ連絡する。

### 4. 帰国後の安全管理

- (1) 感染症が発生したまたは発生が疑われる渡航先から帰国した学生は、発病の危険性があるため、最寄りの保健所または専門医の診察を受ける。
- (2) 罹患が疑われる学生は保健所または専門医の許可があるまで、自宅または専門医等が指定する場所にて待機する。公共交通機関は利用しない。

## 関係諸機関の連絡先

機関名称		内容
外務省 03-3580-3311 (代表)	領事局海外邦人安全課 内線 2851	海外における日本人の安全対策や保護
	領事局邦人テロ対策室 内線 3047	海外でのテロ・誘拐事件等に関する日本人の安全対策や保護
	領事局領事サービスセンター (海外安全相談班) 内線 2902 / 2903	海外安全情報の提供
文部科学省 03-5253-4111 (代表)	高等教育局学生・留学生課 留学生交流室政策調査係 内線 3433	文部科学省担当課
厚生労働省 検疫所	関西空港検疫所 072-455-9012	
	成田空港検疫所 0476-34-2301	

### 【安全確認のための参考リンク集】

名称		URL
外務省	海外安全ホームページ	<a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html">https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html</a>
	海外安全ホームページ 「国・地域別の海外安全情報」	<a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/index.html">https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/index.html</a>
	海外安全ホームページ 「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」	<a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html">https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html</a>
	世界の医療事情	<a href="https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/">https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/</a>
厚生労働省検疫所 FORTH「海外渡航者のための感染症情報」		<a href="https://www.forth.go.jp/">https://www.forth.go.jp/</a>
国立感染症研究所 (NIID)		<a href="https://www.niid.go.jp/niid/ja/">https://www.niid.go.jp/niid/ja/</a>
感染症疫学センター (IDSC)		<a href="https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html">https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html</a>
米国疾病対策予防センター Centers for Disease Control and Prevention (CDC)		<a href="https://www.cdc.gov/">https://www.cdc.gov/</a>

# 事故受付表

様式 1

受付日時	年	月	日	午前・午後	時	分頃
連絡者氏名	本人・関係者（引率者・同行学生・受入先） 危機管理会社・その他（            ）					
連絡者連絡先			受付者			

当該学生氏名		学籍番号	
学部・学科		学年	
自宅住所			
自宅電話番号		携帯電話番号	

事故発生日時	年	月	日	午前・午後	時	分頃
事故発生場所						
当該学生の立場	被害者・加害者・その他（            ）					
当該学生の状態	死亡・ケガ・事故・病気・生死不明・行方不明・その他（            ）					
事故の詳細	状況					
	原因・経緯等					
相手の状況 <small>（学生）被害者→加害者 （学生）加害者→被害者</small>	加害者の氏名 または 被害者の氏名		加害者の連絡先 または 被害者の連絡先			
	被害者の被害状況					
特記事項						

滞在先国名・地域			
滞在期間			
通常の滞在先住所			
通常の滞在先電話番号			
通常の滞在先担当者氏名		電話番号	

現在の滞在先住所			
現在の滞在先電話番号			



## 誓約書

私は、四天王寺大学（以下、「本学」という。）が主催する海外留学プログラム、海外語学研修およびその他の国際交流に係る研修（以下、「プログラム」という。）に出願および参加するにあたり、事前事後の指導を受講するとともに、保証人と連署の上、以下の事項を必ず遵守することを誓約します。また、以下の事項に反した場合は、プログラムへの参加資格の取り消しや活動の制限を含め、私にいかなる不利益が生じても本学および派遣先大学・機関等へ異議等の申し立てを行いません。

1. プログラムに係る経費を渡航前に準備する必要があるため、申請するプログラムに参加が可能かを、事前に保証人等の経済的負担者の了解を得たうえで出願すること。プログラムに係る所定の費用（本学学費、プログラム費用等）を定められた期日までに支払うこと。支払いの遅延がある場合、プログラム終了後の単位認定、次学期の科目登録に支障が生じる場合があることを了承すること。
2. 参加候補者として選抜された後においては、本学が正当と認める理由以外での辞退はできないことを十分に理解した上で出願すること。
3. プログラムの趣旨を十分に理解し、本学を代表する者として派遣先大学・機関等での学業に精励し、国際交流に貢献すること。
4. プログラムに伴う派遣期間中は、滞在国内または地域の法令（飲酒・喫煙等を含む）、派遣先大学・機関等の諸規則および本学の諸規則を遵守するとともに、派遣先大学・機関等の担当者、本学担当者の指示に従い滞在先国・地域の公序良俗にも反することのないように注意し、健康管理および安全確保に努め、本学の学生として自覚と責任をもって行動すること。また、日本で禁止されている薬物についても絶対に使用しないこと。
5. 説明会やオリエンテーション等には必ず参加し、必要な諸手続き（各種書類の作成、パスポートおよびビザの取得、費用の支払い）は、期限を確認の上、遅滞なく行うこと。
6. 派遣先大学・機関等における科目履修にあたっては、学生本人の責任において履修すること。また、単位認定にあたっては、所定の手続きを遅滞なく行うこと。
7. プログラムへの参加期間中は、車両（自転車を除く）の運転をしないこと。
8. 本学が指定する海外旅行保険および危機管理サービスに加入すること。また、派遣先大学・機関等が指定する海外旅行保険等がある場合には加入すること。
9. プログラムに必要な諸手続きや緊急時の対応のため、本学に届け出た学生本人および保証人の個人情報について、本学、派遣先大学・機関等、危機管理会社、海外旅行保険会社、関係省庁および在外公館が利用することを承諾すること。
10. 事故や事件に遭遇した場合は、必ず本学が指定する危機管理サービスにより本学へ届け出ること。
11. プログラム参加中の災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪ならびに学生本人の故意または不注意によるトラブル等（迷惑行為・ホームステイ・本人の持病に起因するものを含む）によって生じた損害について、本学に重大な過失がある場合を除き、一切請求を行わないこと。
12. 状況に応じて、本学の判断により、費用、計画、日程等を変更する場合があること。また、本学からその差額を求められた場合は、学生本人または保証人が負担すること。
13. プログラム前またはプログラム中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、不適格であると本学または派遣先大学・機関等が判断した場合には、両者は学生本人のプログラム参加資格を取り消す権利を有していること。また、この権利行使により生じた身柄引き取り・帰国の手配およびそれに係る費用については学生本人または保証人の責任において一切を処理すること。
14. 災害、暴動、テロ、事故、疾病、犯罪等の重大な危機により、本学が学生本人の安全のためにプログラム参加の中止または延期を命じた場合は、その指示に従うこと。また、その際に生じた費用（キャンセル料や帰国手配等）については、学生本人または保証人が負担すること。
15. プログラムに十分耐える健康状態であること。持病、既往症等の健康上の留意点がある場合は、出願時に申告するとともに、健康面においてプログラムの参加に支障がないと医師に診断されていること。また、プログラム中に傷病その他理由により健康状態に異変が生じた場合は速やかに本学および派遣先大学・機関等に申し出ること。

16. 派遣先大学・機関等の休暇期間中に旅行等の個人的な理由により派遣先大学・機関等・滞在先を離れる場合は、本学グローバル教育センターおよび派遣先大学・機関等の該当部署に事前に届け出て了解を得ること。
17. プログラム前、プログラム中、プログラム後は、所定の書類および報告書等を本学グローバル教育センターに提出し、プログラム中の連絡先（メール等）に変更があった場合は、速やかに同センターに届け出ること。また、3ヶ月未満のプログラムの場合は渡航前に「たびレジ」に登録、3ヶ月以上のプログラムの場合は渡航後速やかに滞在国の日本国大使館・総領事館等へ「在留届」を提出すること。
18. プログラム終了後は、必ず帰国し本学に復学すること。また本学の了解なく、個人的な理由により滞在期間を延長しないこと。
19. 本学からの連絡には、速やかに返答すること。また、アンケートへの回答、本学の国際交流の活性化のための写真および動画の提供や報告会での発表等へ積極的に協力すること。

以上の誓約事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

学部・学科・専攻・コース

学籍番号

学生氏名

㊞

学生本人が誓約を行ったこと、また、同人が以上の誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人氏名

㊞

（学生との関係：

）

## 新型コロナウイルス感染症拡大中の海外派遣特例措置

本学が主催するプログラムにより学生を海外へ派遣する際には、「四天王寺大学・四天王寺大学大学院・四天王寺大学短期大学部 海外渡航等に関する危機管理マニュアル」（以下、「当該マニュアル」という。）を基に安全確保を行うこととしている。

しかしながら、当該マニュアルは平常時での渡航を前提として策定されているため、全世界において新型コロナウイルス感染症が蔓延している状況下では、当該マニュアルにより渡航再開の判断をすることは困難である。そのため、新型コロナウイルス感染症拡大中に限り、本学が主催する海外渡航を伴うプログラムの実施にあたっては、「新型コロナウイルス感染症拡大中の海外派遣特例措置」に定める以下の基準に従い判断する。なお、以下の基準に記載がない事項については、原則、当該マニュアルに従う。

### <特例措置の判断基準>

1. 渡航先国・地域が外務省の発出する感染症危険レベル3以下であること。なお、新型コロナウイルス感染症以外の感染症により感染症危険レベル2以上が発出されている場合は、本特例措置は適用しない。
2. 渡航先国・地域の新型コロナウイルス感染症の罹患率が深刻な状況ではないこと。また今後、感染状況が深刻化する兆候がないこと。
3. 渡航先国・地域の医療体制がひっ迫しておらず、新型コロナウイルス感染症やその他の疾病に罹患した場合や傷害を負った場合に十分な治療が受けられること。
4. 派遣先大学・機関等および現地宿泊先等の感染予防対策が十分に行われていること。
5. 渡航先国・地域において新型コロナウイルス感染症に感染した場合、現地の派遣先大学・機関等、旅行代理店、エージェンツ等により十分な支援が行える体制が構築されていること。
6. 参加者が新型コロナウイルス感染症に感染するリスク及び付随して発生する不利益を十分に理解し、渡航によって生じるすべての責任を負うことができること。
7. 本学が参加者の安全を考慮して、プログラムの変更や中止を決定した場合、参加者がその指示に速やかに従うことができること。
8. 参加者が渡航先国・地域および派遣先大学・機関等が定めるワクチン接種およびその他の措置を遵守できること。
9. 参加者の健康状態が良好であること。
10. 海外旅行保険により、新型コロナウイルス感染症の治療費や救援費用が保障されていること。
11. 参加者が保証人の承諾を得ていること。
12. 渡航先国・地域における隔離費用、緊急帰国費用、その他プログラムの変更または中止のために生じた費用を参加者または保証人の負担で支払えること。

### <本特例措置の一部改正・廃止>

本特例措置については、グローバル委員会の判断により内容の全部または一部を改正または廃止することができる。

以上

## 新型コロナウイルス感染症拡大中の海外渡航についての誓約書

私は、新型コロナウイルス感染症の拡大中において、四天王寺大学（以下、「本学」という。）が主催する海外留学プログラム、海外語学研修およびその他の国際交流に係る研修（以下、「プログラム」という。）に出願および参加するにあたり、渡航先国・地域では自分自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任を持って、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。そして、以下の事項を必ず遵守することを誓約します。

1. 渡航先国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険レベル3以下であることを確認し、新型コロナウイルス感染症に感染するリスク及び付随して発生する不利益を十分に理解し、渡航によって生じるすべての責任を負うことができること。
2. 渡航先国・地域の政府や在外公館からの最新の感染状況や指示を自身で把握し、自己の責任において感染防止対策に努めるよう常に責任をもって行動すること。
3. 渡航先国・地域への到着時および日本への帰国時における水際措置や入国後取るべき行動について従うこと。
4. 渡航先国・地域および日本の法令で定められた感染拡大防止措置（マスクの着用、感染追跡等）に従うこと。
5. 渡航先国・地域の感染症の状況により、本学が学生本人の安全のためにプログラム参加の中止または延期を命じた場合は、その指示に従うこと。
6. 渡航先国・地域および派遣先大学・機関等が定めるワクチン接種およびその他の措置を遵守できること。
7. 新型コロナウイルス感染症の治療費や救済費用を保障するため、本学が指定する海外旅行保険および危機管理サービスに加入すること。また、派遣先大学・機関等が指定する海外旅行保険等がある場合には加入すること。
8. 渡航中に感染の疑いが生じた場合、濃厚接触者として指定された場合、感染した場合に速やかに危機管理サービス（本学）および派遣先大学・機関等へ連絡し、その指示に従うこと。
9. 渡航先国・地域における隔離費用、緊急帰国費用、その他プログラムの変更または中止のために生じた費用を学生本人または保証人が負担すること。

以上の誓約事項を遵守することを誓約いたします。

年 月 日

学部・学科・専攻・コース

学籍番号

学生氏名

⑩

学生本人が誓約を行ったこと、また、同人が以上の誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

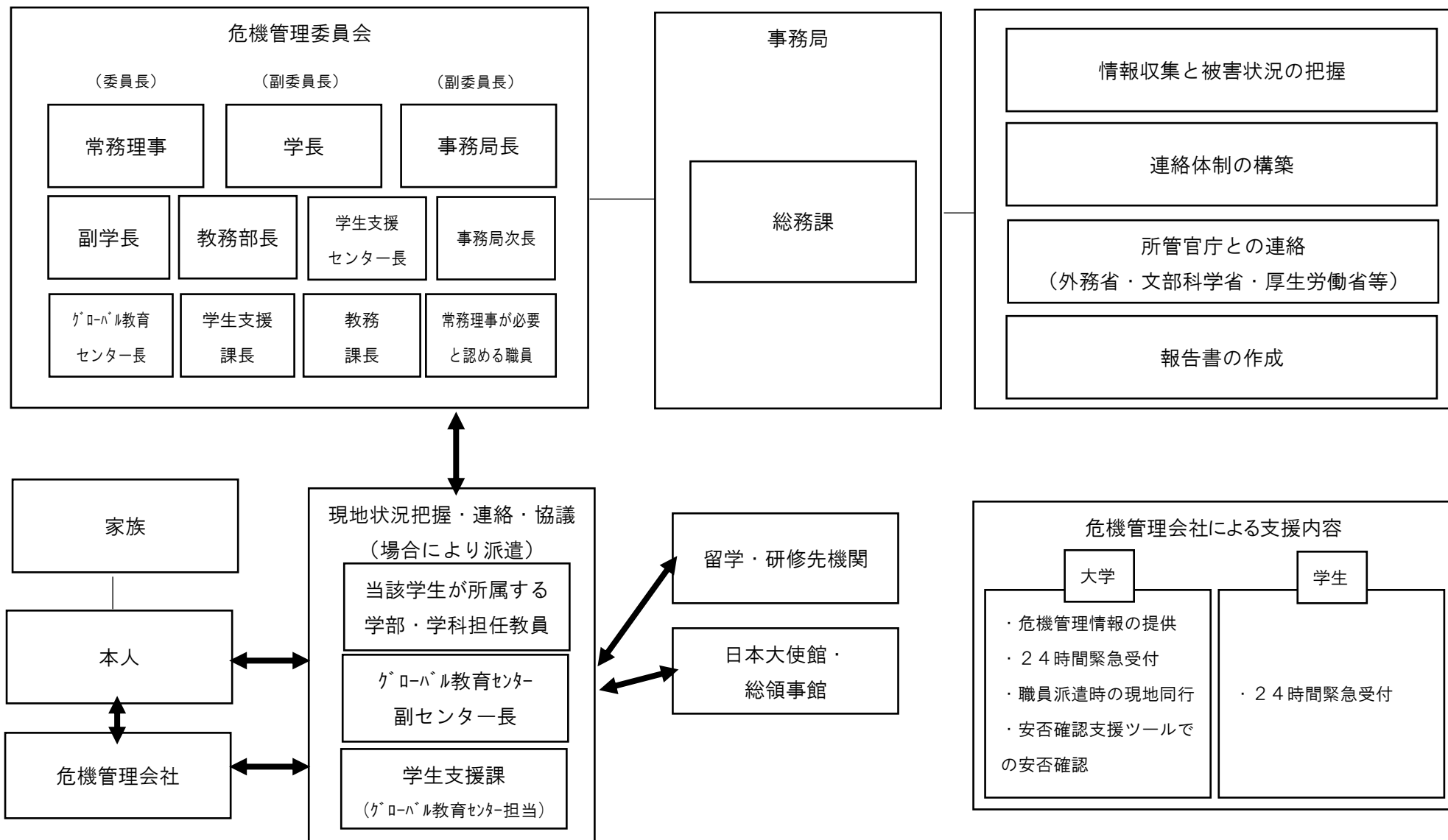
保証人氏名

⑩

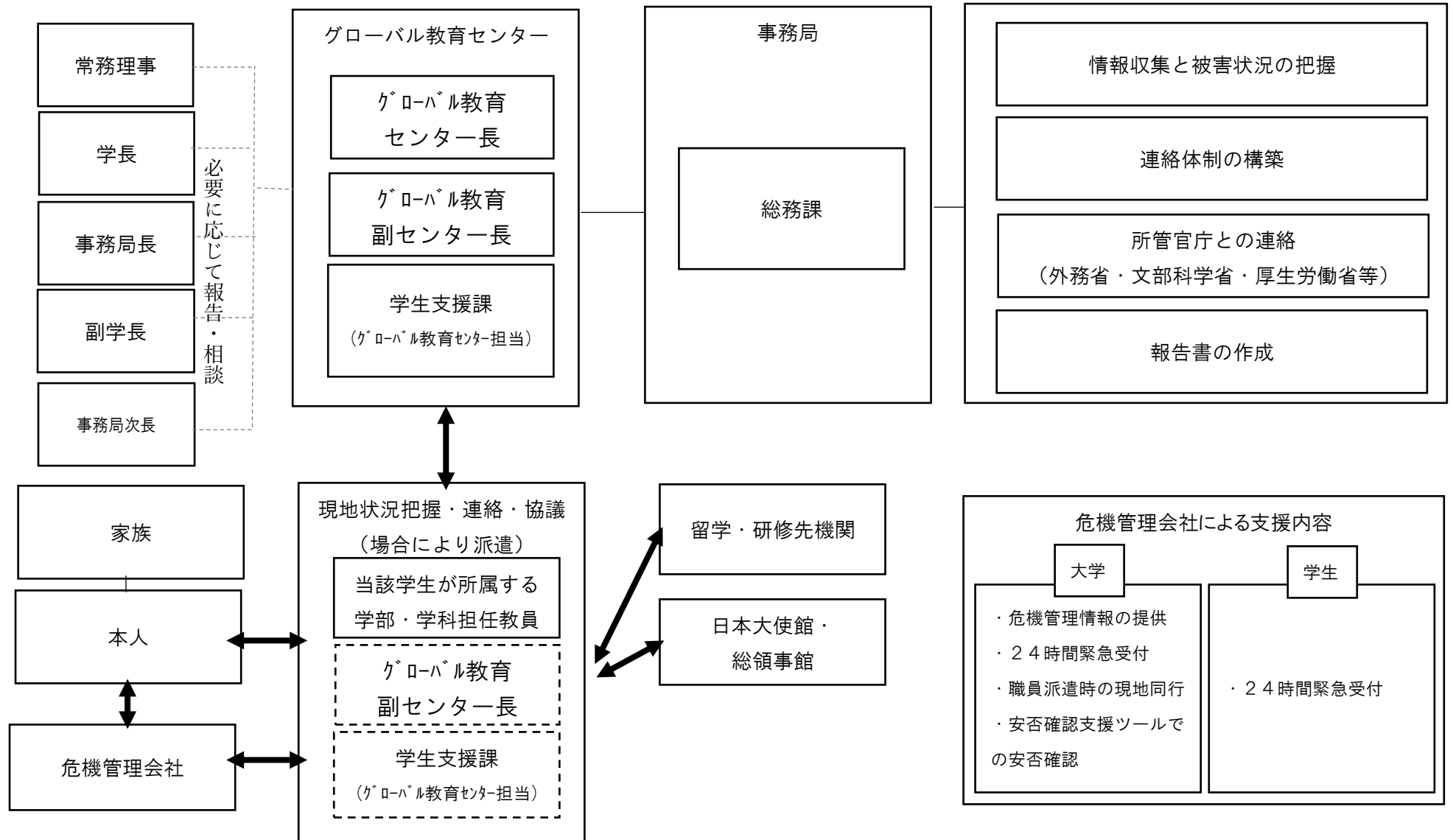
（学生との関係：

）

(別表1-1) 学生を海外派遣中の危機管理対応体制図 (危機管理委員会を設置する場合)



(別表1-2) 学生を海外派遣中の危機管理対応体制図 (危機管理委員会を設置しない場合)



(別表2) 海外において本学の学生が事件・事故等に遭遇した場合の連絡体制

